



精神医療と患者の人権について違法性がないかを考察する（中）

1. 医療と人権について

精神医療と患者の人権について違法性がないかを考察する（上）では、精神医療は限りなく違法性が高いと述べました。その理由として健康を守る医療者として人権に対する意識が低い精神医療関係者の存在があげられます。

今回の章では、このサイトに「日本国憲法」「医療法」「医師法」のリンクを設け、法に触れる点について考察していきたいと思います。

改めて、医療サービスを提供する側と医療サービスを受ける側は法律でいうところの契約行為を行っている事となります。特に医療サービスとは命に係わるサービスであるという事は言うまでもありません。人命を預かるという責任のあるサービスであるにも関わらず、日本国憲法で保障されている人権について意識をしている医師は少ないのではないのでしょうか。

「生命は人権の基礎」となります。医療過誤や誤った投薬により健康に生きる権利を侵害した場合は生命に関わる重大な人権の侵害にあたる事は明白です。前章でも述べたように精神医療は投薬による治療が中心で、インフォームドコンセントが十分に行われておらず、患者には正しい情報が与えられず自己決定権についても剥奪されている状況です。

『「日本国憲法 第二十五条」では、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』となっているのは誰もが知るところです。しかし、今の精神医療の漫然とした誤った投薬により最低限度の健康も奪われていると考えられます。

「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されている向精神薬の危険性を全く説明する事もなく安易に処方する医師の行為による健康侵害が横行しています。

本章の前段で、医師と患者の間で法的に契約行為が行われていると述べました。この先は、「医療法」及び「医師法」について法律から人権侵害となりうるのかを考察していきたいと思います。

まず、基本的な事からですが、「医療法」及び「医師法」などの法律とはどうゆうものなのかについて簡単に触れておきたいと思います。法律とは「日本国憲法」で保障されている人権を守るために日本国民として、また、人間として最低限守らなければいけないルールを文章にしてまとめたものです。そして、そのルールに違反した者に対しては司法が罰を与える事となっています。これは、小さな子供たちも知っている法律の知識だと思います。

ところが、普段の生活で「法律」を意識して生活をしている事はなく「法律違反」なんて遠い存在であり自分たちには関係がないと考えている方が殆どではないかと思われる。ところが、「法律とは最低限守らなければいけないルール」であると言う事であり、「人間として最低限守らなければいけない社会のルール」である、これが法律なのです。その法律に「医療法」及び「医師法」が該当します。この「最低限守らなければいけない社会のルール」に医療従事者である医師がしっかりと意識してルールを守っているのかが問題となります。

簡単な例を挙げてみます。道路交通法には車両の通行区分について「左側部分を通行しなければならない」、歩行者については「歩行者は道路の右側端に寄って通行しなければならない」などの公共道路を利用する場合の最低限度のルールなどを定めています。「車は左、歩行者は右」という基本的なルールが法律には明記されています。ルール違反を犯した場合には国（公安委員会）から免許を交付された者が罰則を受ける事となります。また、国から免許を交付されたものは前段で述べた歩行者を保護する義務も生じる事となり、歩行者の保護を怠った場合も罰則を受ける事となります。

繰り返し述べますが、法律には最低限守らなければいけない事が明文化されているのです。この先は、上述した法律について国から面所を交付された医師や医療従事者が守るべき法律の基本的な考え方を元に「医療法」と「医師法」について考察していきます

「医療法」の「医療法第1条の4第2項」には「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」とされています。いわゆる「インフォームドコンセント」の手続きを経て治療を行わなければならないとのルールについて述べ

られています。ここで大切なのは「医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」の部分です。インフォームドコンセントとは、治療を受ける患者にリスクを含めた治療方針を伝え、理解を得て、患者が納得し同意を得た上で患者が治療方針を決定するとの一連のプロセスです。この一連のプロセスは「日本国憲法」の基本的人権のひとつである自己決定権を尊重するためのものとなります。あくまでも、患者にベネフィット及びリスクを正確に伝え、説明し、理解を得、納得を得る必要があるのです。もちろん心療内科や精神科への受診であっても、患者側は説明を理解する能力も治療方針について判断し決定する能力もあります。

ところが、現在の精神医療はこのインフォームドコンセントを実施しているかとの問いに対しては、ほとんどの患者に実施されていないと考えられます。そして、実際に生命の危機に関わるような「麻薬及び向精神薬取締法」で規制された向精神薬を処方する場合でもリスクの説明は全くありません。逆に、これだけの急性離脱症状や遷延性離脱症状を発症しているにも関わらずに十分な診察や説明もせずに向精神薬を処方し続けるのが現在の精神医療であり精神科医です。もちろん、この医療行為は「医療法」の「医療法第1条の4第2項」の違反行為であり罰せられるものです。

しかし一方、患者は医師が提示した医療行為を受け入れ治療を行っていく事になる事から医師が提示した医療行為に過失がない限りは、その責任は患者が負う事となります。ここで言う「医療行為を受け入れ」の部分についてインフォームドコンセントがしっかりと行われた上で医療行為を受け入れたのか否かによって、その医療行為は違法となりうるのです。

上述した通り、インフォームドコンセントが行われていない医療行為は医療行為自体が過失なく行われた場合であっても違法となるのです。「麻薬及び向精神薬取締法」で規制された危険な向精神薬を処方する場合は生命維持を脅かすほどの医療行為となります。その危険性の説明をせずに向精神薬を処方する行為自体が違法性が高いのですが、今の精神医療は「赤信号 みんなで渡れば 怖くない」との掛け声のもと誤った医療行為が繰り返されています。この事自体が「未必の故意」であり犯罪となりうるのです。

人間として最低限守らなければならぬものが「法律」だと述べました。人間として最低限守らなければいけない事が医師をはじめとする医療従事者は行う事が出来ていません。「医師法」を考察する必要もなく、精神医療は患者の人権を無視した違法行為である可能性が高いと断言します。